

# 東大阪市教育委員会令和元年10月定例会

1 日 時 令和元年10月21日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時20分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理人	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄
教育センター所長	根 井 加 奈 美
社会教育部次長	安 井 晶

(出席補助説明員)

青少年スポーツ室次長	吉 田 友 宏
青少年スポーツ室次長	樽 井 千 賀
花園ラグビーワールドカップ 2019推進室総括主幹	久 保 敬 美
花園ラグビーワールドカップ 2019推進室主査	宮 田 潤

#### 4 議 事

##### (土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和元年10月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は村上委員にお願いいたします。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第49号 東大阪市立児童文化スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」から日程第3「報告第8号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

##### (大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第49号 東大阪市立児童文化スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、東大阪市立児童文化スポーツセンター（愛称：ドリーム21）において利用料金制を導入するにあたり、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、日程第2「議案第50号 東大阪市花園ラグビー場条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、東大阪市花園ラグビー場の管理に指定管理者制度を導入すること及び利用料金制を導入するにあたり、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、日程第3「報告第8号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第19号「令和元年文化・スポーツ表彰被表彰者決定の件（追加決定）」につきましては、令和元年9月定例教育委員会において決定された令和元年文化・スポーツ表彰被表彰者について、追加推薦等があったことから、被表彰者の追加を行ったものの報告でございます。

続きまして、臨時代理第20号「東大阪市いじめ問題専門委員会調査員解嘱の件」につきましては、東大阪市いじめ問題専門委員会調査員1名を解嘱したものの報告でございます。なお、参考として次ページに臨時代理処理をした9月24日現在の調査員名簿を添付しております。

続きまして、臨時代理第21号「東大阪市いじめ問題専門委員会調査員委嘱の件」につきましては、先ほどご報告いたしました解嘱した調査員の代替といたしまして、調査員1名を委嘱したものの報告でございます。なお、委嘱期間は令和元年10月7日から当該調査員に係る調査が終了するまでとなっております。また、参考として次ページに臨時代理処理をした10月7日現在の調査員名簿を添付しております。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

**(土屋教育長)**

それでは、ただいまの日程第1「議案第49号」から日程第3「報告第8号」までの案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

**(各委員)**

(なしの声あり)

**(土屋教育長)**

それでは、ただいまの日程第1「議案第49号」から日程第3「報告第8号」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

**(各委員)**

(異議なしの声あり)

**(土屋教育長)**

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第49号」から日程第3「報告第8号」までにつきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

**(堤教育長職務代理者)**

案件以外についてですがよろしいでしょうか。第3期教育振興基本計画の2030年以降の社会を展望した教育政策重点事項において、「超スマート社会(Society5.0)」や「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む」などが示されていますが、この東大阪市ではこの計画の内容を具体的にどう進めていくのかということを教育委員会議で議題として議論させていただきたいと思います。その中で、英語教育は教科になりますし、これまでの教育環境とは違う環境を整えないと、この計画に沿った教育の成果はあげていけないのではないかと思います。今後、教育委員会議をこの計画に沿った教育に直接関係する方針を決める場にしていただきたいと思います。

**(大原教育次長)**

今、堤委員がおっしゃったことは非常に重要なことであると思っていますし、教育委員会議でいただいたご意見を具体的に施策に反映することは大事だと思っています。一方で、具体的な政策についてはアクションプランで示しているところですので、よく考え運用していきたいと思います。

**(堤教育長職務代理者)**

アクションプランは大綱の下にありますので、教育次長のおっしゃることはよくわかります。具体的な教育施策について、ビジョンとゴールをもってその根拠がどこにあって、

具体的にどうアクションプランに落とし込んでいくのか、というところは教育委員会議の議題であるべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

**(土屋教育長)**

次に、口頭報告をお願いいたします。

**(教育政策室より概要を一括報告)**

- ・感謝状の贈呈  
学校教育推進室            2 件
- ・後援名義  
教育政策室                2 件  
学校教育推進室            7 件  
社会教育課                4 件  
青少年スポーツ室    1 1 件  
文化財課                    2 件  
社会教育センター        1 件

**(土屋教育長)**

次に社会教育部より報告をお願いいたします。

**(樽井青少年スポーツ室次長)**

東大阪市青少年健全育成強調月間の取組みについてご報告いたします。本市では、昭和60年11月に「青少年健全育成都市宣言」を行い、市民の青少年健全育成に関する理解を一層深めるため、11月を「東大阪市青少年健全育成強調月間」と定めております。活動の一環として、啓発ポスターの作成をいたしました。このポスターを、自治会を通じて町内の掲示板等に掲示していただくよう依頼しております。ポスターを掲示することにより、市民の青少年健全育成に関する意識が醸成され、地域が一体となって未来を担う青少年が心身ともにたくましくすこやかに育つよう啓発を行っております。また、もう1つの取組みとして、11月10日(日)文化創造館において、ダンスフェスタ東大阪を開催します。

**(土屋教育長)**

この際ですので、ご質問、ご意見等はございませんか。

**(各委員)**

(なしの声あり)

**(土屋教育長)**

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

11月定例会につきましては、令和元年11月18日(月)午後2時開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これもちまして、令和元年10月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	村 上 靖 平